

「マルチステークホルダー方針」

当社は、「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」を経営理念に掲げ、グループ各社による人材派遣・人材紹介・アウトソーシングなど総合人材サービスの提供により、個人の成長や、安全・安心なはたらき方を支援しております。今後、株主、従業員、取引先、お客さま、債権者、地域社会をはじめとするマルチステークホルダーとの適切な協働に取り組むことで、さらなる社会的価値の創出を進めてまいります。その上で、収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、私たちの社会的使命であり、みなさまの持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、従業員一人ひとりが日々の業務を通じてはたらくことの生きがいや喜びを体現するとともに、その能力を最大限発揮することにより、持続的な成長と生産性向上を実現し、付加価値の最大化に注力いたします。

従業員に還元する仕組みとして、賃金の引上げにおいては、当社の状況を踏まえた継続的な賃金の引き上げのほか、社会情勢や経營業績に応じた特別給付の実施の検討に努めてまいります。

それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、定期昇給を実施、評価制度・賃金制度の見直しに加え、労働条件向上施策について引き続き検討するとともに、教育訓練等について、階層別研修や自律的に学べる研修・訓練機会の提供、キャリア対話機会の提供、今後のはたらき方の多様性を踏まえた制度や学びの施策の検討などに取り組むことで、従業員のエンゲージメント向上や生産性向上を推進してまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

パートナーシップ構築宣言のURL

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/83878-19-00-tokyo.pdf>

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年2月25日

パーソルダイバース株式会社

代表取締役社長 渡部 広和